

論点検討資料（市民の役割，責務）（案）

【条例素案（たたき台）】

第〇節 市民

（市民参画の権利）

第〇条 市民は，地域のまちづくりや市政に参画する権利を有する。

2 市民は，人種，信条，性別，年齢および社会的・身体的状況にかかわらず，平等な立場で，地域のまちづくりや市政に参画することができる。

3 市民は，自主性および自立性が尊重されるとともに，参画しないことによって不利益な扱いを受けない。

（市民の知る権利）

第〇条 市民は，市政に関する情報について，知る権利を有する。

（市民の役割と責務）

第〇条 市民は，自治の主体として，身近な地域および市政に対する関心を持ち，互いの自由と人格を尊重し，地域社会の活性化および課題の解決に主体的に取り組むものとする。

2 市民は，地域のまちづくりや市政への参画の機会を積極的に活用するよう努めるとともに，参画に当たっては，公共的な視点に立って，自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

【市民委員会の提言】

3 市民主権と協働

▪ 市民参加の権利

- ・ 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有します。
- ・ 市民参加の機会は公平公正に与えられることが大切です。

▪ 権利の行使と責任の履行

- ・ 市民は、政策の立案、実施、評価の各段階において、積極的に参加します。
- ・ 市民は、まちづくりに参加する権利を行使するに当たっては、まちづくりの主体としての自覚と責任を持ちます。

▪ 市民の知る権利

- ・ 市民には、市政運営に関する情報について、知る権利があります。
- ・ 行政は、市政運営に関する情報について、政策形成過程の段階もできる限り公開します。

【論 点】

1 市民の役割と責務

2 市民の権利

- (1) 市民参画の権利
- (2) 市民の知る権利

【他市の自治基本条例における市民の権利】

- ・ 市政に参画すること
- ・ 市政に関する情報を知ること
- ・ 市の行政サービスを受けること
- ・ 市政に参画しないことによる不利益な扱いを受けないこと
- ・ 自主性及び自立性が尊重されること
- ・ 自らまちづくりに関して学ぶこと
- ・ 個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営むこと
- ・ 人として尊重され、平和な中で自己実現を図り、幸福を追求すること
- ・ 自己の権利が損なわれないように、自己の個人情報について保護されることと、開示、誤りの訂正、削除等を求めること
- ・ 地方自治法に定めるところにより、市民の代表を選ぶことと、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行うこと

【他市の自治基本条例における市民の責務】

- ・ まちづくりの主体であることを自覚すること
- ・ 協働による自治を推進すること
- ・ 互いの人権・意見を尊重して自治を推進すること
- ・ 公共の理念を念頭に置いて発言、行動すること
- ・ 公共の利益及び地域社会の発展に寄与すること
- ・ 自らの発言と行動に責任を持つこと
- ・ 権利を乱用しないこと
- ・ 行政サービスに伴う負担を分任すること

【条文比較表（市民の役割，責務）】

	上越市自治基本条例 (H20. 4. 1施行)	新潟市自治基本条例 (H20. 2. 22施行)	札幌市自治基本条例 (H19. 4. 1施行)	丸亀市自治基本条例 (H18. 10. 1施行)	名張市自治基本条例 (H18. 1. 1施行)	川崎市自治基本条例 (H17. 4. 1施行)
情報共有	<p>第2章 市民の権利及び責務 (市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、自治の主体として、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有し、これを行することができる。</p> <p>2 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行することができる。</p> <p>(1) 市政運営に関する情報を知る権利</p> <p>(2) 市民参画をする権利</p> <p>(3) 協働をする権利</p> <p>3 市民は、市が提供するサービスを享受することができる。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるように努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。</p> <p>3 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。</p>	<p>第2章 各主体の責務等</p> <p>第1節 市民 (市民の権利及び責務)</p> <p>第6条 市民は、市民自治の担い手として、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、政策の形成、執行及び評価の過程に参画することができます。</p> <p>2 市民は、自らの責任及び役割に基づき公共の福祉に反することなく、かつ、次世代への影響に配慮して自主的な活動を行うとともに、その意思に基づき参画を通して市民自治の確立に取り組むものとし、</p> <p>3 市民は、参画及び協働に当たっては、総合的な見地から発言及び行動をし、かつ、それらに対し責任を持たなければならない。</p>	<p>第2章 市民</p> <p>第1節 市民の権利 (まちづくりに参加する権利)</p> <p>第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。</p> <p>(市政の情報を知る権利)</p> <p>第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。</p> <p>第2節 市民の責務 (市民の責務)</p> <p>第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。</p>	<p>第2章 市民の権利及び責務 (市民の権利)</p> <p>第4条 市民は、個人として尊重され、安全で安心な生活を営むとともに等しく市の行政サービスを受け権利を有する。</p> <p>2 市民は、市が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参画する権利を有する。</p> <p>3 市民は、市が保有する情報を知る権利を有する。</p> <p>4 市民は、互いに対等な立場で前3項に規定する権利を行使することができる。</p> <p>5 市民は、市政への参画に当たり、自主性及び自立性が尊重される権利を有する。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し合うとともに、協働による自治の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、政策形成等の過程に参画するに当たっては、自らの行動及び発言に責任を持ち、前条に規定する権利の行使に当たっては、これを濫用してはならない。</p> <p>3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。</p>	<p>第2章 市民 (市民の権利)</p> <p>第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。</p> <p>2 市民は、市が提供する行政サービスを受けることができる。</p> <p>(市民の役割と責務)</p> <p>第5条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p> <p>2 市民は、諸活動を行うに当たっては、公共の福祉の増進に努めるとともに、地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。</p> <p>3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。</p>	<p>第2章自治運営を担う主体の役割，責務等</p> <p>第1節 市民 (市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。</p> <p>(1) 市政に関する情報を知ること。</p> <p>(2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参画すること。</p> <p>(3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。</p> <p>(4) 行政サービスを受けようとする。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとし、</p> <p>(1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。</p> <p>(2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。</p> <p>(3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。</p> <p>(4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。</p>